

件名	愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例
主管課	税務課
根拠法令等	地方税法等の一部を改正する法律（平成31年3月31日公布、公布日施行）
【改正の概要】	
<p>個人県民税</p> <p>①個人県民税における住宅ローン控除の控除期限の延長</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成31年10月1日から平成32年12月31日までの間に居住した場合、<u>控除期限を3年延長</u>（10年目→13年目） <p>②寄附金控除の見直し（平成31年6月1日施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> ふるさと納税制度に係る<u>寄附金の特例控除</u>について、<u>総務大臣が指定する地方団体のみ対象</u>とする。 <ul style="list-style-type: none"> 寄附金募集を適正に実施し次のいずれも満たす地方団体 <ul style="list-style-type: none"> ①返礼割合が3割以下、②返礼品が地場産品 	
<p>自動車取得税</p> <p>③自動車取得税におけるエコカー減税の期限延長</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成31年10月の消費税率引上げまで<u>期限を6月延長</u>（平成31年3月31日→平成31年9月30日） <p style="text-align: right;">など</p>	
施行日	平成31年4月1日及び平成31年6月1日
【その他参考事項】	